平成２５年（フ）第１７２号
岡山市北区津倉町２丁目６番22号
債務者　細川　公二
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６号
石川県小松市白江町ロ121番地１　レオパレスカメリア109号
債務者　小松　宏喜
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月23日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第４２６号
東京都立川市錦町６丁目12番18号コーポＳＵＮ102号
債務者　平野　弥生
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５２号
長崎県佐世保市権常寺町1302番地５
債務者　竹尾マユミ
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第６３号
長崎県東彼杵郡川棚町新谷郷1518番地２、旧住所長崎県東彼杵郡川棚町白石郷1991番地12
債務者　福田　初男（旧姓横田）
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第６７号
長崎県佐世保市名切町８番29号、旧住所長崎県佐世保市高梨町１番７号　ロイヤルサルート401号
債務者　針口　紋子
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第７８号
長崎県佐世保市日宇町2884番地２　セジュールさつきＢ102号、旧住所長崎県佐世保市広田３丁目13番22号　ドミール都和Ａ．202号
債務者　松本　哲緒
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第７２号
釧路市南大通５丁目１番１号　シーサイドハイツ604号室
債務者　川島　正弘
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月14日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第９５号
北海道帯広市西18条南２丁目９番地85　カーサ182・２階Ｂ号室
債務者　天城　民史
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１０４号
北海道帯広市西17条北１丁目38番16号　コーポ鈴木Ｂ－５号
債務者　小濱　正弘
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後１時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
熊本県球磨郡相良村大字四浦西1911番地
債務者　小田原千賀子（旧姓丸山）
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月23日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２５年（フ）第８５号
愛知県豊橋市杉山町字天津231番地１　１－205、従前の住所名古屋市港区高木町２丁目48番地の４　レオパレス高木107号
債務者　愛甲　　治
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第２３４号
千葉市中央区末広３丁目１番16号
破産者　株式会社Ｍ・Ｓトラスト
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７９６号
北海道岩見沢市栗沢町最上２番地13、開始決定時住所千葉県野田市三ツ堀969番地の391
破産者　菅野　孝彦
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第９０号
千葉県我孫子市泉29番10号
破産者　小林　芳房
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部